

にちじょうせいかつ  
安心した日常生活を送るためへ

# あなたの 暮らしのお手伝い

こんなことで困ったり  
不安を感じたことはありませんか？

ヘルパーに来てほしいけど  
どこに頼んだらいいか  
わからない。

通帳やお金の  
置き場所を  
忘れてしまう。

手元に通帳を持つていると  
すぐにお金を使ってしまう。

役所からいろいろな  
書類が届くけど  
内容がよくわからない。





# 「福祉サービス利用援助事業」とは?

どのような方が  
利用できるの  
ですか?



安心してご利用いただくために

鳥取県社会福祉協議会では、次の委員会を設置しています。

**契約締結審査会**

医師や弁護士、精神保健福祉士などの専門家によって構成されており、利用者の契約を締結する確認や、定期的な能力の評価を行うとともに、援助内容の審査、助言を行います。

**福祉サービス  
運営適正化委員会**

当事者団体や家族の会、福祉・医療・法律の専門家などで構成されており、事業の透明性や公正性を高め、利用者が安心してサービスをご利用いただけるよう、中立的な立場から監視を行います。また、利用者からの苦情の解決にあたります。

日常生活に不安をかかえている高齢者や障がい者(知的障がい、精神障がい)などが対象です。

たとえば、

●福祉サービスをどのように利用していいのか困っている方。

●日常生活上のさまざまな契約を自分で判断するのに不安のあるかた。

●預貯金の出し入れや日常生活に必要な公共料金などの支払い方法に不安のある方。などです。

その人の自立を助け、住みなれた地域、施設や病院などで安心して生活がおくれるようお手伝いします。



なにをお手伝いしてもらえるのですか?

## ②日常的金銭管理サービス

日常生活に必要な払い戻しや支払いをお手伝いします。

- ◆年金や福祉手当の受領手続き。
- ◆病院への医療費の支払い手続き。
- ◆税金や社会保険料、電気、ガス、水道などの公共料金の支払い手続き。
- ◆日用品の購入代金の支払い手続き。

など

- 上記の手続きとそれにともなう預貯金の出し入れをお手伝いします。

- ◆預貯金の通帳。
  - ◆証書(年金証書、保険証書、不動産権利証書など)
  - ◆実印、銀行印。
  - ◆そのほか、必要と認めた書類。
- など
- 宝石、貴金属、書画、骨董などはお預かりできません。

## ①福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心してご利用いただけるようお手伝いします。

- ◆さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供・助言。

- ◆福祉サービスの利用申し込み手続き。

- ◆福祉サービスの利用料金の支払い手続き。

- ◆福祉サービスにおける苦情解決の援助。

## ③書類など預かりサービス

大切な通帳や印鑑、証書などを安全に保管します。

- ◆預貯金の通帳。
- ◆証書(年金証書、保険証書、不動産権利証書など)
- ◆実印、銀行印。
- ◆そのほか、必要と認めた書類。

など

- 宝石、貴金属、書画、骨董などはお預かりできません。

利用するためには  
どこに相談したら  
いいのですか?

## 利用料は 必要ですか?



お手伝いに  
不満がある場合は  
どうしたら  
いいのですか?



お近くの社会福祉協議会、あるいは福祉サービス利用支援センターにて相談ください。電話や手紙、ファックスでもかまいません。ご利用を受けると、福祉サービス利用支援センターの専門員がご自宅を訪問し、お困りごとやご希望をお聞きします。

●1時間以内／1,200円

(以降30分ごとに600円)

●書類など預かりサービスは、月額200円

●生活保護世帯は無料です。

専門員による相談や支援計画の作成については無料です。  
契約を結んだあとは生活支援員がお手伝いします。生活支援員による援助については有料となります。

お手伝いの内容に不満がある場合は、専門員に率直にお話ください。  
専門員に話しくい時は、鳥取県社会福祉協議会に相談ください。  
また、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し立てて解決することもできます。

鳥取県社会福祉協議会

福祉サービス運営適正化委員会

鳥取市伏野1729-5

TEL.0857-59-6335 FAX.0857-59-6340



かいし

なが

# サービス開始までの流れ



ちか しゃかい ふくし きょうぎ かい  
お近くの社会福祉協議会、  
あるいは福祉サービス利用支援センターに  
ご相談ください。



ふくし りようしえん  
福祉サービス利用支援センター(基幹的社會  
福祉協議会)の専門員がご自宅を訪問し、  
お困りのことをお聞きします。



ほんにん きぼう き  
ご本人のご希望をお聞きしながら、  
専門員が契約書、支援計画を作成します。



ほんにん きかんでき しゃかい ふくし きょうぎ かい  
ご本人と基幹的社會福祉協議会が  
契約を結びます。



けいやく むす  
契約を結んだあと、各市町村に配置されている  
生活支援員がご自宅を訪問し、  
支援計画にそってお手伝いします。

定期的に支援計画の内容やご本人の能力の  
確認を行います。(おおむね3ヶ月)

えんじょしや  
援助者りようりょう  
利用料せんもんいん  
専門員が対応無  
りようせいからしえんいん  
生活支援員が対応有  
りよう